平成３０年（フ）第１４７号
名古屋市名東区猪子石原３丁目1604番地　ファミール名東402号
債務者　中出　由美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３６５号
札幌市白石区東札幌２条５丁目９番15―502号
債務者　原田裕美子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３９６号
札幌市中央区南７条西18丁目３番16―203号
債務者　岩尾　靖悟
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３号
北海道白老郡白老町末広町４丁目10番20号
債務者　荒木　淳子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
北海道室蘭市高砂町４丁目32番４号、前住所北海道室蘭市小橋内町１丁目28番19号
債務者　掛川大吾郎
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
北海道北見市北上737番地14　ハッピー2000　203号、前住所北海道北見市とん田東町474番地14　エクセレンス東203号
債務者　田渕　尋子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
北海道北見市留辺藥町旭南56番地２　旭南団地３―104号、前住所北海道北見市東相内町218番地　コーポ土田101号
債務者　前田　啓慈
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第１３２号
さいたま市大宮区三橋２丁目938番地３　サングレイス203
債務者　柏原　明美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７９号
埼玉県朝霞市東弁財３丁目10番２号
債務者　原　伊勢夫
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２７８号
埼玉県川口市芝富士１丁目17番18号　すずき荘１―202
債務者　大浦　宏
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
埼玉県所沢市青葉台1304番地の47
債務者　塩田　尋子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２４号
埼玉県ふじみ野市川崎162番地４
債務者　海老原亜未
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４４号
川崎市宮前区南平台８番14―303号　サンヒルズ宮前平
債務者　川辺　祥太
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３６号
川崎市麻生区百合丘１丁目17番地　サンラフレ百合ヶ丘　３―302
債務者　戸口　聡
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２１６号
名古屋市守山区八剣１丁目1419番地　永井コーポ206号
債務者　北原　沙太
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３９号
高知市福井東町34番23号
債務者　粟井　早苗
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１４号
北海道岩見沢市９条東５丁目１番地15　美鳩団地312号室
債務者　永井　由紀
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部